

ひとり親の方の養育費確保を支援します！！ (公正証書などの作成や、保証会社との保証契約締結を支援します)

養育費は「こどもの権利」です。

養育費を確実に受け取るためには、

- ☞ 父母の間で「強制力のある書面（公正証書など）」を取り交わしておくこと、
- ☞ 未払いが発生した時のために、立替払いなどを受けることができる保証契約を保証会社と締結することが有効です。

福岡県では、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、以下の費用について補助金を交付し、ひとり親の方を支援しています。

公正証書などの作成 ※公正証書など・・・強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書など、債務名義としての効力を有するもの。	養育費保証契約の締結 ※養育費保証契約・・・養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替、督促することを内容とする契約。
<p>令和4年4月1日以降に作成した公正証書などが対象となります。</p> <p>(対象経費) 公証人手数料、収入印紙代、戸籍謄本など添付書類の取得費用、郵便切手代</p> <p>(補助額) 対象経費の全額（上限3万円） ※1人1回限り</p> <p>(必要書類)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当証書の写し（受給している場合）・本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（児童扶養手当を受給していない場合）・補助対象経費の額が確認できる書類の写し・公正証書などの写し など	<p>令和4年4月1日以降に締結した養育費保証契約が対象となります。</p> <p>(対象経費) 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用</p> <p>(補助額) 上記保証料と5万円を比較して少ない方の額 ※1人1回限り</p> <p>(必要書類)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当証書の写し（受給している場合）又は所得、扶養親族などに関する市町村長の証明書・本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（児童扶養手当を受給していない場合）・補助対象経費の額が確認できる書類の写し・公正証書などの写し・養育費保証契約書の写し など

※県内の町村にお住まいの方が対象です。詳細は、県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youikuhi-kakuho-kouseishousho.html>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youikuhi-kakuho-hoshoukeiyaku.html>

(トップページ > 健康・福祉・子育て > 子ども・青少年 > ひとり親家庭)

(申請方法)

公正証書などを作成または保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、福岡県ひとり親サポートセンター（詳細裏面・相談もお受けしています）へ、必要書類を郵送または持参してください。

※裏面もご覧ください

(申請窓口)

申請窓口	所在地・電話番号	担当区域
福岡県ひとり親サポートセンター 月～金曜 9時～17時 土曜、第1・第3日曜 9時～16時 (祝日、年末年始を除く)	〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 電話：092-584-3931	糟屋郡、朝倉郡、三井郡、 三潞郡、八女郡
福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ 月～金曜 9時～17時 土曜、第1・第3日曜 予約制 (祝日、年末年始を除く)	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎2階 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所内 電話：0948-21-0390	遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、 田川郡、京都郡、築上郡

※交付申請書の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

そのほか、養育費の確保を支援するため、県では下記の事業を行っています。

養育費相談

ひとり親サポートセンターの専門相談員が、養育費に関する相談にお答えしています。離婚前の相談も可能です。(センターの連絡先は、上記の表をご覧ください。)

より専門的なアドバイスが必要な場合は、下記の「弁護士による法律相談」をご紹介します。

来所相談が困難な場合は、弁護士に相談できるクーポンを発行します。

(福岡県弁護士会が設置する最寄りの法律相談センター(県内17か所)で1時間無料で相談できます。法律相談センター・・・ <https://www.fben.jp/center/>)

弁護士による法律相談

養育費の取り決めや履行確保、遺産相続、金銭の貸借問題などの無料法律相談を行っています。離婚前の相談も可能です。

養育費・ひとり親 110 番 (予約不要)

弁護士による集中電話相談を毎月実施しています。

日時：①偶数月 第3土曜 10時～13時
②奇数月 第3水曜 13時～16時

電話番号：092-724-2644

※当日のみ利用できる番号です。

【問い合わせ先】

福岡県福祉労働部児童家庭課
ひとり親家庭支援係

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL：092-643-3257

FAX：092-643-3260

E-mail：jido@pref.fukuoka.lg.jp

※または、上記ひとり親サポートセンターへ